

## 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人十百千会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条及び社会福祉法人十百千会評議員選任・解任委員会運営細則第5条の規定に基づき、役員、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬並びに費用弁償（以下（報酬等）という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条の規定に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また費用とは明確に区分されるものとする。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (常勤役員等の報酬)

第3条 常勤役員等については、当法人職員である者に対しては、職員給与を支給していることから本規定に基づく役員報酬などは支給しないものとする。

### (非常勤役員等の報酬)

第4条 理事長及び業務執行理事の報酬については、月額基本報酬とし、別表1に定める額とする。

### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、報酬等の区分に応じて定めるものとし、別

表2に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第6条 理事長の報酬は、毎月21日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、前営業日）とし、その月額を支給する。

2 報酬等は、現金により本人に（死亡により退任した者の退職慰労金にあつては、その遺族に）支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

4 非常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、支払い事実が発生したのち、速やかに通貨で本人に直接その全額を支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(費用弁償)

第7条 この法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 費用弁償の額は、別表3に定める額とする。ただし常勤職員が役員等の職を兼ねる場合における費用弁償の額は、常勤職員としての旅費相当額とする。

3 役員等には、出張に要する旅費（宿泊費含む）を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

4 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(退職慰労金の算定方法等)

第9条 役員等の退任に伴う慰労金の額は、別に定める役員等退職慰労金規程に基づいて

算出し支給する。

(端数の処理)

第10条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第11条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は平成29年6月19日（評議員会議決日）から施行し、平成29年4月1日から適用する。

この規程は平成30年 6月27日から施行する。

この規程は令和3年8月11日（評議員会議決日）から施行し、令和3年6月1日から適用する。

この規程は令和3年8月11日（評議員会議決日）から施行し、令和3年6月1日から適用する。

別表第1 理事長及び業務執行理事の報酬

役職名	報酬月額
理事長	60,000円
業務執行理事	150,000円

別表第2 非常勤役員等の報酬

	報酬の額（1日）
評議員	10,000円
理 事	10,000円
監 事	10,000円
評議員選任・解任委員	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000円

別表第3 非常勤役員等の費用弁償

区 分	費用弁償の額（1日）
1 住所が美里町の場合	1,000円
2 住所地が美里町と隣接町の場合	1,500円
3 熊本市及び1、2以外	2,000円